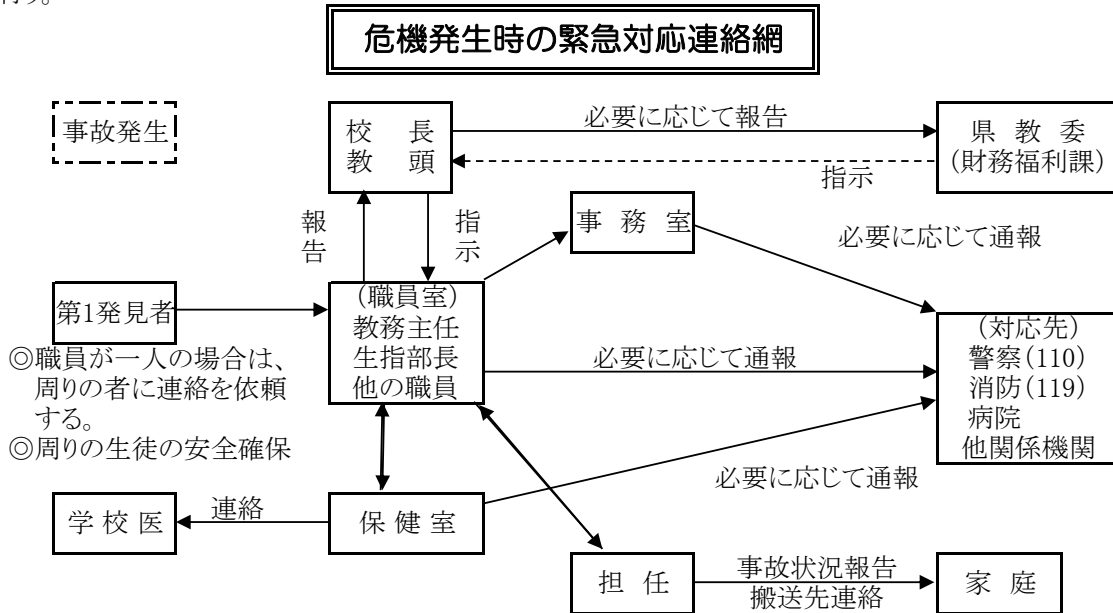


1 不審者の侵入時における危機管理について

【不審者への対応】

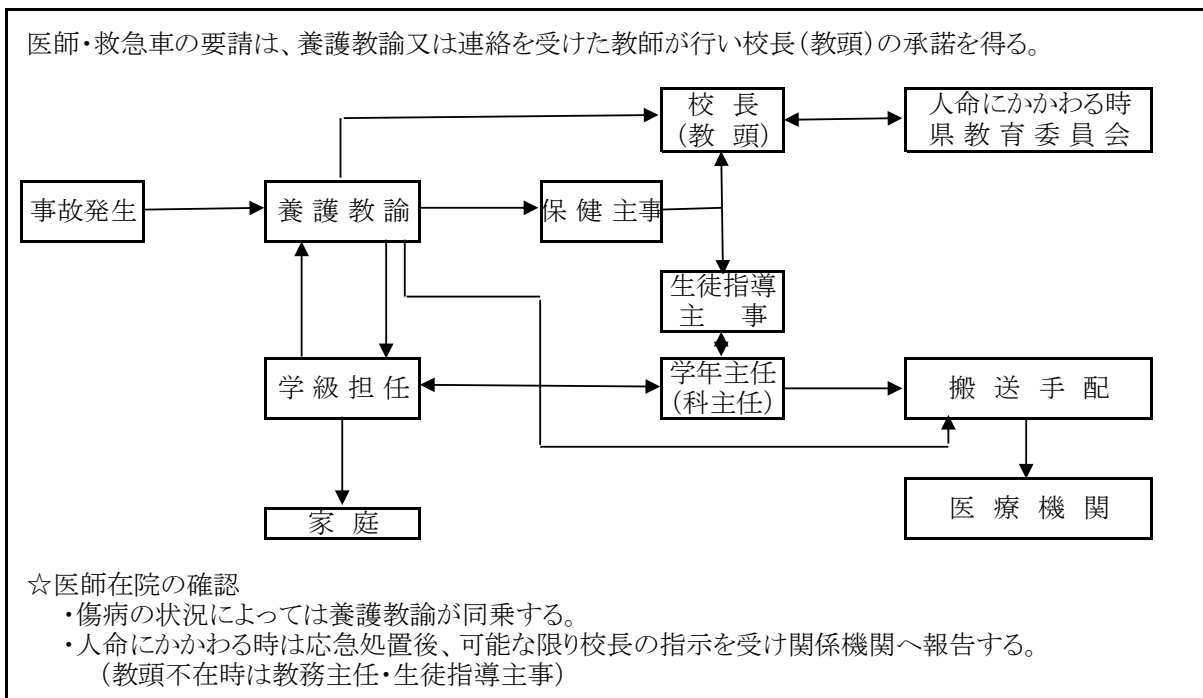
- 1 生徒の登下校時以外は、2カ所ある西門の扉を閉める。出入り口は正門のみとする。
- 2 正門には関係者以外の立ち入りを制限する立て看板を設置する。(従来から設置済み)
- 3 外部からの訪問者には、事務室での受付を要請する。「来客受付簿」に記入の後、「入校許可証」を発行し、必ず首からさげるようお願いする。
- 4 不審者が無断で校内に立ち入るおそれのある場所等については、気づいた時点で連絡する。
- 5 不審な人物を校内で目撃した場合は、声をかけ要件を確認する。生徒が、不審者を目撃した場合は、速やかに職員に連絡するよう指導しておく。
- 6 危険を予感させるような人物の場合は、事故発生の場合と同様に緊急対応連絡網を利用するとともに、他の職員との連携・連絡のもと対処する。
- 7 事故発生時や緊急避難の必要がある場合は、災害発生時の場合と同様に、生徒への迅速な注意喚起と緊急避難誘導を行う。また、必要に応じて警察や教育委員会に通報する。非常ベルの使用もためらわずに行う。



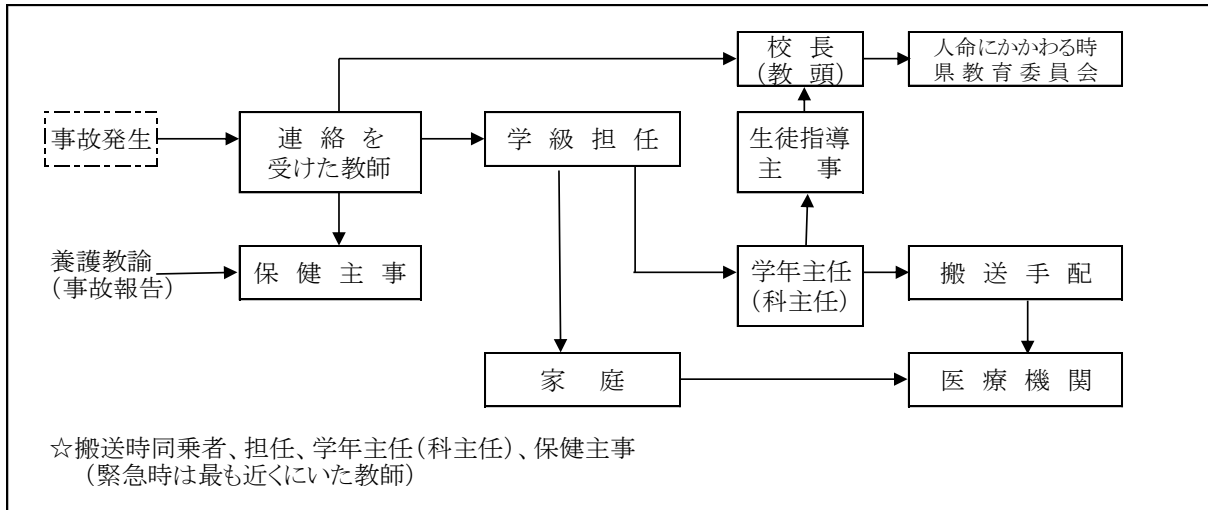
2 学校における安全管理について

【校内緊急体制】

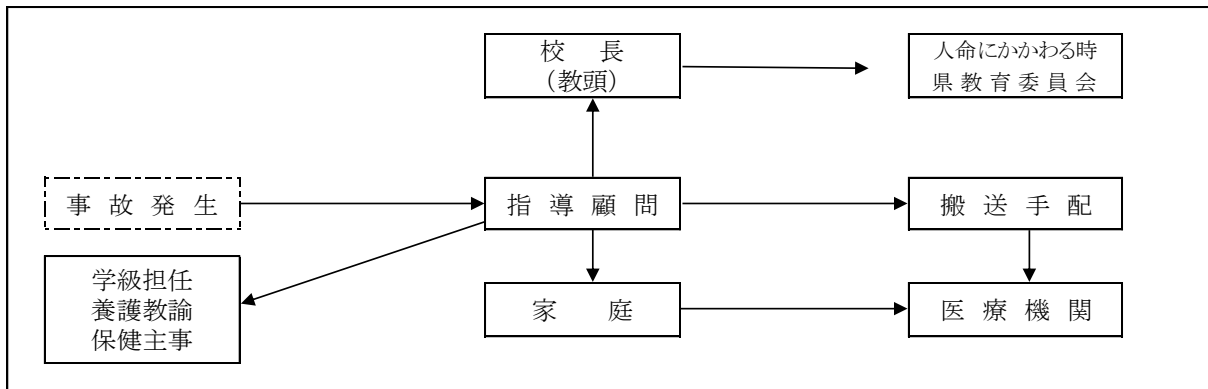
(1) 養護教諭在校時



(2) 養護教諭不在時



(3) 部活動時



(4) 教職員関係の事故

